

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)の別表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>第6号</b> 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</li></ul> <p>①～⑰ (略)</p> <p><u>⑱ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業</u></p> <p><u>⑲ 学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものにおいて、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業</u></p> <p><u>※ 病院又は診療所によるものは、医療法人の本来業務に該当すること。</u></p>	<p><b>第6号</b> 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</li></ul> <p>①～⑰ (略)</p>